

新ごみ処理場整備・運営事業 要求水準書（案）に対する 皆さんの意見を募集します

現在のごみ処理場は、平成4（1992）年度の稼働開始から32年が経過し老朽化が進行していることから、令和11（2029）年度の稼働開始を目指し、新たなごみ処理場をクリーンセンターの敷地内に建設することとしています。また、新ごみ処理場の建設・運営に当たっては、公設民営により、設計・建設・運営内容について民間事業者から提案を受け、民間事業者の持つ専門的知見や創意工夫を最大限に活用することとしています。

ごみ処理場の建設や運営に知見を持つ事業者の提案を受けるに当たり、新ごみ処理場が備えるべき機能をまとめたものが要求水準書であり、令和6（2024）年度に予定する事業者選定に向け、要求水準書（案）を取りまとめました。

つきましては、要求水準書（案）に対するパブリックコメントを実施します。新ごみ処理場に対する理解を深めていただくとともに、ご意見をお寄せください。

要求水準書（案）で提示する新ごみ処理場の方向性

令和元（2019）年度に策定した一般廃棄物中間処理施設整備基本計画に定める新ごみ処理場の5つの整備コンセプトに基づき、要求水準書（案）を定めています。

コンセプト1 循環型社会を推進する施設

ごみの適正処理と排熱や焼却灰の有効活用を行い、環境負荷低減や公害防止などに配慮する。

要求水準書

- ・焼却後の灰を有効活用するため、灰の資源化に適した「ストーカ方式」を採用
- ・廃熱を蒸気タービンによる発電及びロードヒーティング等に活用
- ・ごみ処理場の排ガス基準値より更に厳しい独自基準をクリアし、騒音、振動、臭気などの周辺地域に与える影響に配慮

コンセプト2 市民が身近で安全・安心を感じられる施設

市民の利便性への配慮と災害時の機能維持を両立した施設とする。

要求水準書

- ・廃熱回収による自家発電をいかした停電に強い補助避難所機能
- ・災害時には研修室を非難スペースとして活用
- ・停電時の非常用発電機や、プラント用水を1週間程度確保できる貯留槽を設置

コンセプト3 高効率なエネルギー回収を可能とする施設

エネルギーの地産地消を実現するベース電源のひとつとする。

要求水準書

- ・エネルギー回収率17.0%以上を確保
- ・排熱回収により発電した電力は、場内の所要電力に活用後、残りの余剰電力を売電し、市内での電力の地産地消を目指す

コンセプト4 ふるさとの環境を守る施設

循環型社会の推進や環境問題について学べる施設とする。

要求水準書

- ・映像展示、事物展示、体験型展示等を活用
- ・収集から最終処分、リサイクル等、「ごみの総合学習」ができる施設

コンセプト5 経済性に優れた施設

効率的な処理ができる施設規模や設備配置とし高効率運営を行う。

要求水準書

- ・燃やすごみの処理能力は、将来のごみ推量推計から規模を半減し効率化
- ・新ごみ処理場は30年以上の使用を前提とし、建物構造等の耐久性を確保するほか、設備の配置に当たっては、将来の長寿命化対策に十分配慮した施設とする。

要求水準書（案）で提示する施設概要及び設置場所

新ごみ処理場の施設概要は以下のとおりです。燃やすごみを焼却する廃棄物処理施設を始め、粗大ごみなどを解体し分別するマテリアルリサイクル施設や関連施設を整備します。

設計・建設と20年間の運営を一括で契約することで、施設機能と連携した高効率なごみ処理事業運営を目指します。

項目		概要	
工場棟	エネルギー回収型廃棄物処理施設	処理対象物	① 燃やすごみ及び可燃残渣 ② ボランティア清掃ごみ ③ 剪定枝・庭の草 ④ 災害廃棄物
		炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
		施設規模	80 t / 24 h (40 t / 24 h × 2 炉)
	エネルギー回収	・蒸気タービン発電・場内熱利用設備	
工場棟	マテリアルリサイクル施設	①処理対象物	① 不燃ごみ ② 粗大ごみ
		②施設規模	6.7 t / 5 h
計量棟	①形式	ロードセル式（4点支持式）	
	②数量	3基以上（入口用2基以上、出口用1基以上）	
関連施設等		管理棟、洗車棟、会議室、見学通路、駐車場、構内道路、構内サイン、構内照明、植栽など	

新ごみ処理場は、現在のごみ処理場を稼働させながら隣接するリサイクルセンターなどを解体し、その跡地に建設します。令和11（2029）年度に新ごみ処理場が稼働した後、現在のごみ処理場を解体し、リサイクルセンターを改めて設置する方針としています。



要求水準書（案）の構成及び概要

要求水準書（案）は、工事の全体計画や、施設建設に係る仕様を記載した「設計・建設業務」と、受付や運転管理、維持管理業務体制など、建設後の運営について「運營業務編」に分けて分冊で作成しています。以下に、要求水準書（案）の概要を記載します。なお、詳しくは、別添「要求水準書（案）」をご覧ください。

第 I 編 設計・建設業務編

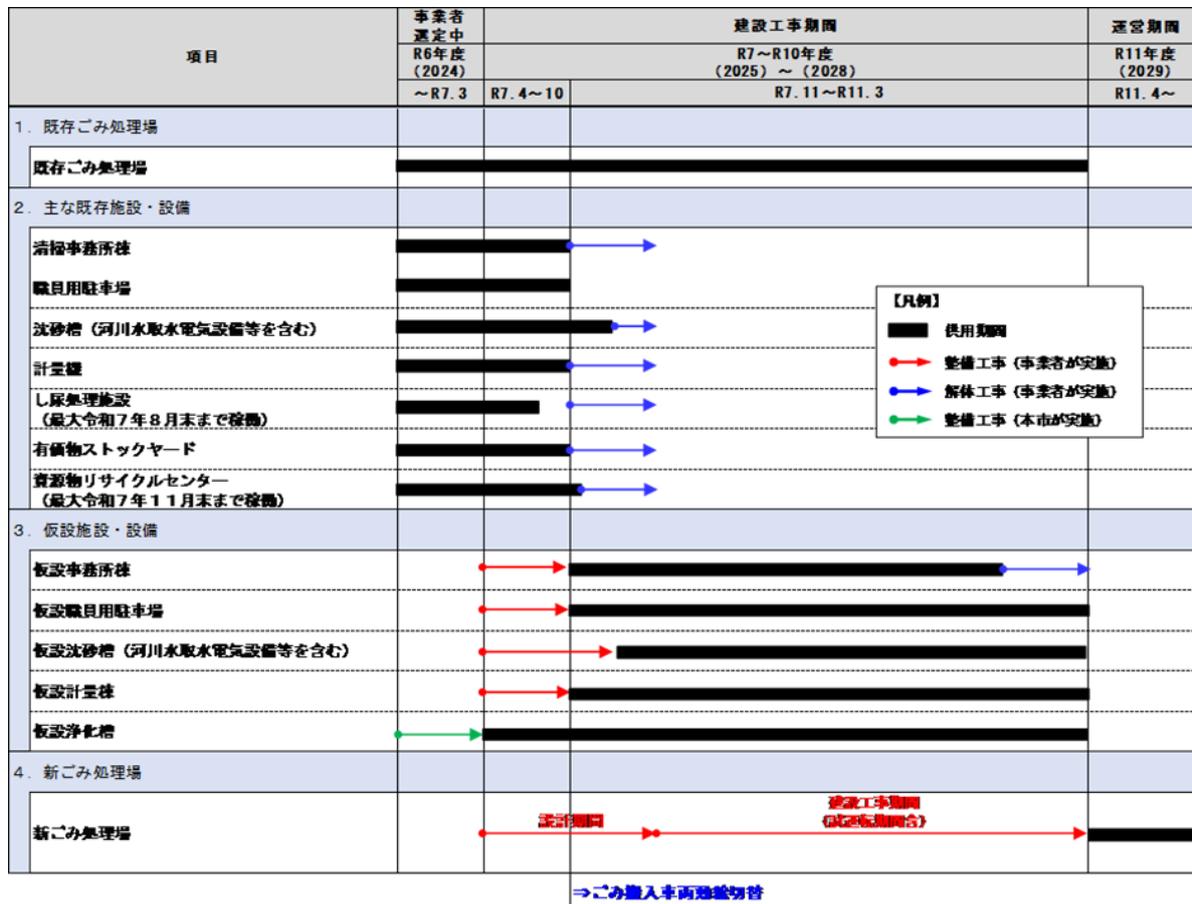
設計・建設業務編では、工場棟や計量棟等の事業実施区域内の設備及び建築物並びにその付帯設備の設計・建設業務、敷地内のし尿処理場等の解体工事、また、仮設事務所棟等の整備業務に関して、市が求める最低限の仕様を記載しています。

【要求水準書（案）（第 I 編 設計・建設業務編）】

・ 第 1 章 総則

設計・建設業務を行うに当たっての基本的な事項を定め、処理能力や処理対象物、エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の主要設備方式、建設地及び全体スケジュール等を記載しています。

○ 事業スケジュール



○ エネルギー回収型廃棄物処理施設の主要設備方式

設備名		仕様概要
受入供給設備		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ計量機：進入2基以上、退出1基以上 ・プラットホーム：有効幅18m以上、ごみ投入扉4門以上（ダンピングボックス1基以上を含む） ・貯留設備：ピット&クレーン (ピット容量 約2,800m³以上)
燃焼設備		・ストーカ式焼却炉：40t/日×2炉
燃焼ガス冷却設備		・廃熱ボイラ方式
排ガス 処理 設備	集じん設備	・乾式ろ過式集じん器
	有害ガス 除去設備	<ul style="list-style-type: none"> ・HCl・SO_x除去設備：乾式法 ・脱硝方式：無触媒脱硝方式
余熱利用設備		<ul style="list-style-type: none"> ・場内熱利用設備 ・エネルギー回収率17.0%以上
通風設備		<ul style="list-style-type: none"> ・平衡通風方式 ・煙突高さ：59m
灰出し設備		<ul style="list-style-type: none"> ・焼却主灰押出装置：半湿式又は乾式 ・焼却主灰貯留設備：ピット&クレーン方式 (貯留量：主灰発生量(2炉基準ごみ)7日分以上) ・焼却飛灰貯留設備：バンカ又はピット&クレーン方式 (貯留量：飛灰発生量(2炉基準ごみ)7日分以上)
給水設備		<ul style="list-style-type: none"> ・プラント用水 上水道 ・生活用水 上水道
排水処理設備		<ul style="list-style-type: none"> ・プラント排水 処理後に場内再利用(排水無放流) ・生活排水 浄化槽で処理後、河川へ放流
電気設備		・高圧1回線受電
計装設備		・分散型自動制御システム

○ マテリアルリサイクル推進施設の主要設備方式

設備名		仕様概要
受入供給設備 (共通)		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ計量機：進入2基以上、退出1基以上 ・プラットホーム：有効幅18m以上
不燃ごみ 及び不 燃性粗 大ごみ 処理ラ イン	受入供給設備	・貯留設備：ヤード方式(2日分)
	破碎設備	・低速回転破碎機、高速回転破碎機
	選別設備	・磁選機、粒度選別機、アルミ選別機、風力選別機
	貯留・搬出設備	・バンカ方式
給水設備 (共通)		<ul style="list-style-type: none"> ・プラント用水：上水道 ・生活用水：上水道
排水処理設備 (共通)		<ul style="list-style-type: none"> ・プラント排水：場内で再利用(排水無放流) ・生活排水：浄化槽で処理後、河川へ放流
電気設備 (共通)		・高圧1回線受電
計装設備 (共通)		・PLC制御方式

- ・ 第2章 機械設備工事仕様（エネルギー回収型廃棄物処理施設）…焼却施設
ごみピットやごみクレーン等の焼却施設の設備に関する仕様や、エネルギー回収を行うための蒸気タービン等の余熱利用設備等の仕様について記載しています。
- ・ 第3章 機械設備工事仕様（マテリアルリサイクル推進施設）…粗大ごみ処理施設
燃やさないごみや粗大ごみを処理するための破砕機等の仕様について記載し、リチウムイオン電池等に起因する発火に備え、適所に炎及び温度等を検知するセンサーを設置し、発火時には中央操作室に警報を表示するとともに、自動散水も可能な施設を求めます。
- ・ 第4章 共通設備
給排水設備や電気設備等の共通設備の仕様について記載しています。
- ・ 第5章 土木建築工事仕様
建築工事、土木工事及び外構工事等といった土木建築工事の仕様について定め、施設配置における整備方針についてもここで示しています。
- ・ 第6章 準備工事
し尿処理場や資源物リサイクルセンター等の既存施設の解体工事や仮設事務所等の必要な仮設施設を整備する準備工事について記載しています。

第Ⅱ編 運營業務編

運營業務編では、受付や運転管理、維持管理業務体制等、建設後の運営について市が求める最低限の仕様を記載しています。

しており、第2章から第9章については、ごみの適正処理のために必要となる、運転管理業務、点検、検査、補修、更新業務等を規定しています。

【要求水準書（案）（第Ⅱ編 運營業務編）】

- ・ 第1章 総則
作業環境等の安全管理に関する事項や運営事業者と市の業務範囲等、施設の運営に関する基本的な事項を記載しています。
 - 運営事業者の業務範囲
運営事業者の業務範囲は、本施設に関する次の業務とする。
 - (1) 運転管理業務
 - (2) 維持管理業務
 - (3) 測定管理業務
 - (4) 防災等管理業務
 - (5) 運営関連業務
 - (6) 情報管理業務
 - (7) 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）
 - (8) その他これらを実施する上で必要な業務
 - 本市の業務範囲
 - (1) 本施設への搬入可能物の搬入
 - (2) 焼却主灰、飛灰処理物、処理困難物及び有価物の運搬
 - (3) 焼却主灰、飛灰処理物、処理困難物及び有価物の資源化又は最終処分
 - (4) 近隣対応（事業者が実施する業務以外）
 - (5) 行政視察対応
 - (6) 運営モニタリング
 - (7) その他これらを実施する上で必要な業務

- ・ 第2章 運営体制
施設の運営に当たっての業務実施体制や連絡体制に関して記載しています。
- ・ 第3章 運転管理業務
ごみ搬入の受付や運転計画の作成等、施設の運転管理に関する事項を記載しています。ごみ処理場を適切に運転して、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと、業務期間を通じて効率的なエネルギー回収により、余剰電力を多く発生させることを求めます。
- ・ 第4章 維持管理業務
保守管理計画や長寿命化総合計画の作成等、補修工事や更新工事等の施設の維持管理に関する事項を記載しています。
- ・ 第5章 測定管理業務
ごみ質や排ガス等の必要な測定項目や測定頻度を定め、基準を超過した場合の対応等を記載しています。
- ・ 第6章 防災等管理業務
自主防災組織の整備や防災訓練の実施等、防災管理体制について記載しています。
- ・ 第7章 関連業務
施設を運営するに当たり、関連する見学者の対応や住民対応、植栽管理などについて記載しています。
- ・ 第8章 情報管理業務
各業務の実施に必要な事項を記載した各種マニュアル、計画書の作成書類・提出書類等について記載しています。
- ・ 第9章 運営業務期間終了時の引渡し条件
20年間の運営業務期間終了時において、施設を市に引き渡す際の条件等について記載しています。

要求水準書（案）の注意事項

要求水準書（案）で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計・建設／運営することを妨げるものではありません。

新ごみ処理場の整備・運営は、設計・建設業務及び運営業務を民間事業者に一括して発注するもので、発注に際しては、公共工事で一般的な「仕様発注」と異なり、事業に求める「性能」を規定し、事業者はその仕様を提案させる「性能発注」を採用しています。このため、以下に示す例のように[]書きの空欄の仕様が多数あります。これらは事業者の提案により仕様が決まる項目です。

(例)

5 プラットホーム出入口扉

(3) 主要項目（1基につき）

- | | |
|----------|-----------------|
| ア 扉寸法 | 幅[]m×高さ[]m 以上 |
| イ 材質 | [] |
| ウ 駆動方式 | [] |
| エ 操作方式 | 自動・現場手動 |
| オ 車両検知方式 | [] |
| カ 開閉時間 | [10]秒以内 |
| キ 駆動装置 | [] |

(4) 付属品

エアカーテン、信号機

(5) 特記事項

- ア 形式の選択は、強風時等にも安定して開閉が可能であり、かつ歪み、故障を生じないものとする。